

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条

パナソニック エイジフリー株式会社が開設するパナソニック エイジフリーケアセンター松原天美我堂・ショートステイ（以下「事業所」という。）の行う短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(以下、「短期入所生活介護等」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員（以下「従事者」という）が、要介護状態又は要支援状態のご利用者に対し、適切な短期入所生活介護等サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 短期入所生活介護の提供にあたっては、要介護状態のご利用者に可能な限りその居宅において、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにそのご家族の身体的精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- (2) 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、要支援状態のご利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによりご利用者の心身機能の維持回復を図り、ご利用者の生活機能の維持・向上を目指すものとする。
- (3) ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (4) ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- (5) 短期入所生活介護等サービスの実施にあたっては、ご利用者の在所する市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (6) 短期入所生活介護等サービス提供の終了に際しては、ご利用者又はそのご家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者・地域包括支援センター等へ情報提供を行う。
- (7) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(8) 前7項のほか、介護保険法、関係法令及びその他の諸規程並びに次の条例等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

・「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」

「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第116号）」

(9) 短期入所生活介護等サービスの実施にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条

短期入所生活介護等サービスを行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 パナソニック エイジフリーケアセンター松原天美我堂・ショートステイ

(2) 所在地 松原市天美我堂2丁目393

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤専従）

管理者は、事業所の従業者の管理及び、業務の管理を一元的に行う。短期入所生活介護計画（個別援助計画）の作成やご利用者等への説明を行い、同意を得て個別援助計画を交付及び変更を行います。

(2) 生活相談員 1人（常勤専従）

生活相談員は、短期入所生活介護等サービスの利用申込にかかる調整、短期入所生活介護等計画書の作成等のとりまとめを行う。また、ご利用者に対し日常生活上の介護ご利用者やご家族に対するサービス及び事業所内容の説明を行い、加えてご利用者の生活相談及び指導、関係職員の連絡調整、事務業務を行う。

(3) 医師 1人（嘱託契約）

医師は、ご利用者の日常生活上の健康管理にあたる。

(4) 介護職員 10人（常勤専従9人、非常勤専従1人）

介護職員は、個別の(介護予防)短期入所生活介護サービス計画に基づいた適切な身体介護、生活支援サービス、危機防止に従事する業務や事業所のサービス提供環境の整備と衛生管理を行う。

(5) 看護職員 2人（非常勤兼務2人）

看護職員は、ご利用者の健康管理及び療養上の指導、看護を行う。

(6) 機能訓練指導員 2人(非常勤兼務2人)

機能訓練指導員は、ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持に努め、その減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(7) 栄養士 1人(非常勤専従)

栄養士は、給食計画・献立の作成及び栄養指導や、食事の調理・配膳及び調理室・食堂・食品庫などの衛生管理を行う。

(8) 調理員(委託)

調理員は、ご利用者の食事調理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 事務受付時間 8時30分から17時30分
- (3) サービス提供時間 0時00分から24時00分

(事業所の利用定員)

第6条

事業所のご利用のご利用者定員は、下記のとおりとする。

単独型ユニット型定員20名(1ユニット10名×2ユニット)

(短期入所生活介護等サービスの提供方法、内容)

第7条

短期入所生活介護等サービスの内容は、居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画表(以下、「ケアプラン」という。)に基づいてサービスを行うものとする。

(1) 短期入所生活介護等計画の作成等

- ① 短期入所生活介護等サービスの提供を開始する際には、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況、並びにご家族等の状況を十分把握し、短期入所生活介護等計画を作成する。また、すでにケアプランが作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護等計画を作成する。
- ② 短期入所生活介護等計画の作成・変更の際には、ご利用者又はご家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- ③ ご利用者に対し、短期入所生活介護等計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理、評価を行う。

④ 急を要する場合においては、ケアプランの作成以前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスからご利用者が選定したサービスを提供する。

(2) 短期入所生活介護等サービスの内容

① 介護に関すること

・当該事業所の従業員がご利用者に対してサービスを提供するものとし、常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。

・各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、ご利用者の心身の状況等に応じ適切な技術をもって短期入所生活介護等サービスを提供するものとする。

② 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。（排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護）

③ 入浴に関すること

ご家庭において入浴することが困難なご利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。（衣類脱着の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助）

④ 食事に関すること

給食を希望している利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。（配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助）

⑤ 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために、必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行う。

⑥ レクリエーション（趣味活動を含む）・アクティビティに関すること

ご利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるように、レクリエーション・アクティビティを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

⑦ 送迎に関すること

送迎を必要とするご利用者に対し、送迎サービスを提供する。送迎車両には、従事者が添乗し必要な介護を行う。（送迎、移動、移乗動作の介助）

⑧ 相談・助言に関すること

ご利用者及びそのご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

（短期入所生活介護等サービスの利用料等）

第8条

(1) 短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合に基づく額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サー

ビスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

(2) 介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときはその介護保険負担割合に基づく額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

(3) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、通常のサービス実施地域を越えた地点からご利用者の居宅までの片道1キロメートルあたりの料金を別紙のとおり徴収する。

(4) 滞在費及び食事の材料費、お飲み物、調理に要する費用については、別紙のとおり徴収する。

(5) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、サービス提供の一環とされる範囲外で、ご利用者の希望により購入する日用品及び教養娯楽費などご利用者が負担することが適当と認められる費用については、その実費を徴収する。

(6) サービス提供の実施記録等の再複写料については、実費を徴収するものとする。

(7) 利用料等の支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

(8) 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様にご利用者又はそのご家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

(9) 短期入所生活介護等のご利用者は、当事業所のできる期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(10) 利用料等の支払を受けたときは、明細を記載した領収証を発行する。

(11) 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護等サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した短期入所生活介護等サービスの内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書をご利用者に対して発行する。

(12) ご利用者又はご家族の都合によりサービスを中止する場合、別紙のとおりキャンセル料を徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第9条

通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

・松原市 天美我堂1～7、天美西1～7、天美南1～5、天美東1～9、天美北1～8、三宅西1～7、田井城1～6、東新町1～5、高見の里1～6、河合1～6、南新町1～6、北新町1～6、岡1～7、丹南1～6、立部1・2・5、柴垣1・2、上田1～8、新堂1～5、阿保1～7、別所1・3～8、松ヶ丘1～4、三宅東1～

5、三宅中1～6、三宅北1～8、大堀2

・堺市 北区全域、堺区全域、東区八下町1～3、石原町1～4、引野町1～3、菩提町1～5、白鷺1～3、日置荘田中町、日置荘西町1～7、日置荘北町1～3、草尾、野尻町、日置荘原田町、堺市美原区菩提、小寺、大饗、太井、今井、大保、真福寺、丹上、北余部西

・大阪市東住吉区矢田1～7、公園南矢田1～4、照ヶ丘矢田1～4、住道矢田1～9、住吉区苅田1～10、庭井1・2、浅香1・2、杉本1～3、我孫子東1～3、長居東1～4、我孫子1～5

但し、実施地域外においてもサービス提供を行うことができるものとする。

(居宅介護支援事業者・地域包括支援センターとの連携等)

第10条

(1) 短期入所生活介護等サービスの提供にあたっては、ご利用者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(2) ご利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該ご利用者担当ケアマネジャー・地域包括支援センター等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

(3) 正当な理由なく短期入所生活介護等サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、希望するご利用者に対して短期入所生活介護等サービスの提供が困難と認めた場合、ご利用者に係るケアマネジャー・地域包括支援センターと連携し、必要な措置を講じる。

(サービス提供記録の記載)

第11条

事業所は、サービス提供した際には、そのその提供日・内容、保険給付の額、その他必要な記録を生活記録等に記載する。

(契約書の作成)

第12条

短期入所生活介護等サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、ご利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けるとする。

(衛生管理等)

第13条

- (1) ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための担当者は管理者が担う。
- (3) 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させ、また夜勤従事者には6ヶ月に1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条

- (1) ご利用者は短期入所生活介護等サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) ご利用者は次の点に留意しながらサービスをご利用頂くものとする。
 - ① 現金・貴重品等は持参しない。
 - ② 携帯電話等の情報端末は持参しない。やむを得ない事情がある場合は、従事者へ申し出るものとする。
 - ③ ご利用者は可能な限り円滑なサービス実施に協力する。
 - ④ 浴室を利用する場合は、従事者立会いのもとで使用する。体調の思わしくないご利用者には、その旨を説明して安全に入浴できるよう指導を図る。
 - ⑤ 飲食物は持参頂かないものとする。やむを得ない事情がある場合は、従事者へ申し出るものとする。
 - ⑥ 施設内において、金銭の貸借は行なわない。
 - ⑦ 動物の同伴はしない。
 - ⑧ 居室を含む施設内は禁煙とする。
 - ⑨ ご利用者への面会時間は午前9時から午後6時とする。
 - ⑩ ご利用者のプライベートな空間である居室内は、従事者の常時付き添いは行わない。

(緊急時等における対応方法)

第15条

短期入所生活介護等サービスにおける緊急時対応は次のとおりとする。

- (1) 従事者は、短期入所生活介護サービスを行っているときにご利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所の管理者は、緊急時対応の事実を関係市区町村及び担当のケアマネジャーに、速やかに報告しご利用者の経過状況について記録・保管し必要に応じ関係機関に提出し助言・指導を受け対応するものとする。
- (3) 短期入所生活介護等サービスの提供を行っているときに天災その他の災害が発生した場合、ご利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故の防止策及び事故発生時の対応)

第16条

短期入所生活介護等サービスにおける事故の防止策及び事故発生対応は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組むものとする。
- (2) ご利用者に対する短期入所生活介護等サービスの提供を行っているときに事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を講じると共に、管理者に報告するものとする。
- (3) 事業所の管理者は、事故の事実を、ご利用者の家族及び担当のケアマネジャー、関係市区町村、地域包括支援センター等に、速やかに報告し、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- (4) ご利用者に対する短期入所生活介護等サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事業継続計画の策定等)

第18条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るた

めの計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従事者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3) 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第19条

ご利用者からの苦情等に係る対応は次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護等サービスの提供に係るご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

(2) 事業所は、提供した短期入所生活介護等サービスに関し、介護保険法(以下「法」という。) 115条45の7の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(3) 事業所は、提供した短期入所生活介護等サービスに関し、法第24条の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が行う文書その他の物件の報告若しくは提示の求め又は当該都道府県からの質問若しくは照会に応じ、及び都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(4) 事業所は、提供した短期入所生活介護等サービスに係るご利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(5) 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋に協力するよう求める。

（個人情報保護）

第20条

(1) 事業所は、ご利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得たご利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外での目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第21条

事業所は、次に掲げる秘密の保持を行う。

- (1) 従事者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。
- (2) 従事者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるために、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

(人権擁護・虐待防止等)

第22条

ご利用者等の人権の擁護、虐待防止に関する次のとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を設置（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者の虐待の防止を啓発・普及するための研修を入社時及び定期的に行い、研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (4) 従事者がサービスを実施するにあたっての悩みや苦勞等を相談できる体制を整えるほか、従事者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- (5) 事業所は、サービスの提供中に当該従事者又は養護者（ご利用者のご家族等ご利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに関係市区町村へ通報するものとする。
- (6) 事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守するとともに、以下の対策を講じるものとする。
 - ① 虐待防止に関する責任者を管理者が担うものとする。
 - ② 成年後見制度の利用を支援する。
 - ③ 苦情解決体制を整備する。
 - ④ サービス従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するものとする。

(身体拘束の禁止)

第23条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

事業所は、短期入所生活介護等サービスを実施するにたり、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従事者の身体拘束適正化を啓発・普及するための研修を入社時及び定期的に行い、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めるものとする。

(4) 身体拘束等適正対策責任者を管理者が担うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第24条

事業者は、役職員、事業者の代理人若しくは媒介をする者又は事業者の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 事業者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(6) 事業者又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為取引に関して脅迫的な行為をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これに準ずる行為をすること。

(その他運営についての留意事項)

第25条

(1) 従事者に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修及び質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後2ヶ月以内

継続研修 年2回以上

(2) 事業所は、サービスに関する記録を整備し、サービス提供完了の日から5年間保存するものとする。

(3) この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、パナソニック エイジフリー株式会社と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から改定する。

この規程は、平成30年9月1日から改定する。

この規程は、平成31年1月1日から改定する。

この規程は、令和1年10月1日から改定する。

この規程は、令和4年8月1日から改定する。

この規程は、2024年4月1日から改定する。